

蒲郡市長期継続契約運用基準

(趣旨)

- 1 この運用基準は、蒲郡市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年蒲郡市条例第25号。以下「条例」という。）に定める契約の事務処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

- 2 条例第1号に該当する契約は、次に掲げる物品を借り入れる契約とし、当該物品の保守契約及びその使用に必要な不可欠な消耗品等の供給契約を含むことができるものとする。

電子計算機、パーソナルコンピューター、複写機、プリンター、ファクシミリ、医療機器、医療関連用品、福祉関連用品、車両等

- 3 条例第2号に該当する契約は、次に掲げる経常的かつ継続的な役務の提供を受ける契約とし、契約の期間を通じて緊急時などに即応することを要件とする業務を含むことができるものとする。

警備業務、建物清掃業務、設備保守管理業務、設備運転管理業務、給食調理業務、給食運搬業務、受付案内業務、電話交換業務、宿直業務、医療事務業務、ソフトウェア使用許諾契約等

(契約期間)

- 4 条例第1号に該当するものの賃借期間は、原則として、対象物品の耐用年数等に基づき商習慣上定められるリース期間とする。
- 5 条例第2号に該当するものの業務委託期間は、商習慣上特に定まった合理的な期間がある場合を除き、4年を上限とする。
- 6 契約期間の設定に当たっては、契約の相手方を競わせることで期待される経費節減等の効果と、特定の相手方と複数年契約を締結することで期待される契約料金の割引、相手方の技術の蓄積による事務の効率化等の効果を比較考量するとともに、定期的に契約の相手方を見直す機会を確保するため、適切な契約期間を設定する必要があることに留意しなければならない。
- 7 長期継続契約を締結する場合は、契約の始期と終期をそれぞれ年度途中で設定することを原則とする。

(予定価格等)

8 予定価格は、契約期間全体の総額で設定するものとし、予定価格調書、入札書若しくは見積書又は契約書（請書を含む。以下同じ。）には、契約期間全体の総額を記載するものとする。この場合において、契約書には、支払の単位（月、年）ごとの金額を併記し、単価契約については、従来どおり単価のみ記載するものとする。

（支出負担行為決議書又は執行伺書）

9 支出負担行為決議書又は執行伺書には、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約であることを明記するとともに、初年度予算額、初年度執行予定額、契約全体の予定価格及び次年度以降の執行予定額を記載するものとする。

（指名通知等）

10 指名競争入札の通知又は見積書の依頼の際においては、当該契約が地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約であることを示さなければならない。

（契約書の特記事項）

11 契約書のうち契約期間については、物品の借入れ又は役務の提供を受ける全期間及び地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約であることを、契約金額については、単価契約の場合を除き全期間の総額及び各年度支払予定金額を記載するものとし、翌年度以降分は、債務負担行為として予算に定めなため、「翌年度以降において歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。」旨の解除条項を記載しなければならない。

（契約変更）

12 翌年度以降において契約内容に変更が生じた場合は、原則として、契約変更の手続により対応するものとする。ただし、あらかじめ総額又は年額（単価契約にあつては、単価）に変更が生じることが明白な契約については、長期継続契約には該当しないことに留意しなければならない。

附 則

この運用基準は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この運用基準は、令和4年3月1日から施行する。